

国保連合会からのお知らせ

○室料相当額控除の適用について

令和7年8月1日より介護老人保健施設、介護医療院を利用する一部の方の居住費（基準費用額）が260円（日額）引き上がります。「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設、または「II型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。）が対象です。室料相当額控除にあたっては、それぞれ本体報酬に-26単位の減算を行います。減算用のコードが新設されておりますのでそちらを使用してご請求ください。減算用のコードについては下記URLにまとめられていますのでご確認願います。

また、補足給付の対象になっている方の負担限度額は変わりませんが、基準費用額が増額になりますので請求する際にご留意ください。増額した基準額で請求するためのコードが新設されておりますので、詳細については下記URLにてご確認願います。その他、請求データの作成についてご不明な点がございましたら、ご利用されている請求ソフトのヘルプデスクへお尋ねください。

減算用コード等（WAMNET）

URL：<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=20501&ct=020050010>

○茨城県国民健康保険団体連合会のホームページ活用について

本会のホームページには連合会に提出する書類や連合会に請求するにあたっての注意事項などが掲載されております。その中でも利用されることの多いページへのリンク先を下記にまとめましたのでご利用ください。

(1) 各種様式

介護保険事業者の皆様へ⇒様式集

URL: https://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp/kaigo/kaigo_yoshiki/

(2) 返戻理由について

介護保険事業者の皆様へ⇒支払に関する通知等について

⇒請求明細・給付管理票返戻（保留）一覧表⇒エラーの解説

URL: https://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp/kaigo/shiharai_tsuchisho/

また、トップページの「お知らせ」にて、本会からのお知らせを掲載しております。事業所あて連絡を掲載することもありますので定期的にご確認をお願いします。